

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画について

1 計画の趣旨及び位置付け

障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づき、国の基本指針に即しつつ、広域的な観点から障害福祉サービス等の必要量の見込みやその提供体制の確保等に関する基本的事項を定めた「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」を一体的に策定した。

2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

(参考)

計画名／年度(平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
岡山県障害者計画 (障害者基本法)	岡山県障害者長期計画											第2期 岡山県障害者計画					第3期 岡山県障害者計画					
岡山県障害福祉計画 (障害者総合支援法)			第1期			第2期			第3期			第4期			第5期							
岡山県障害児福祉計画 (児童福祉法)																				第1期		

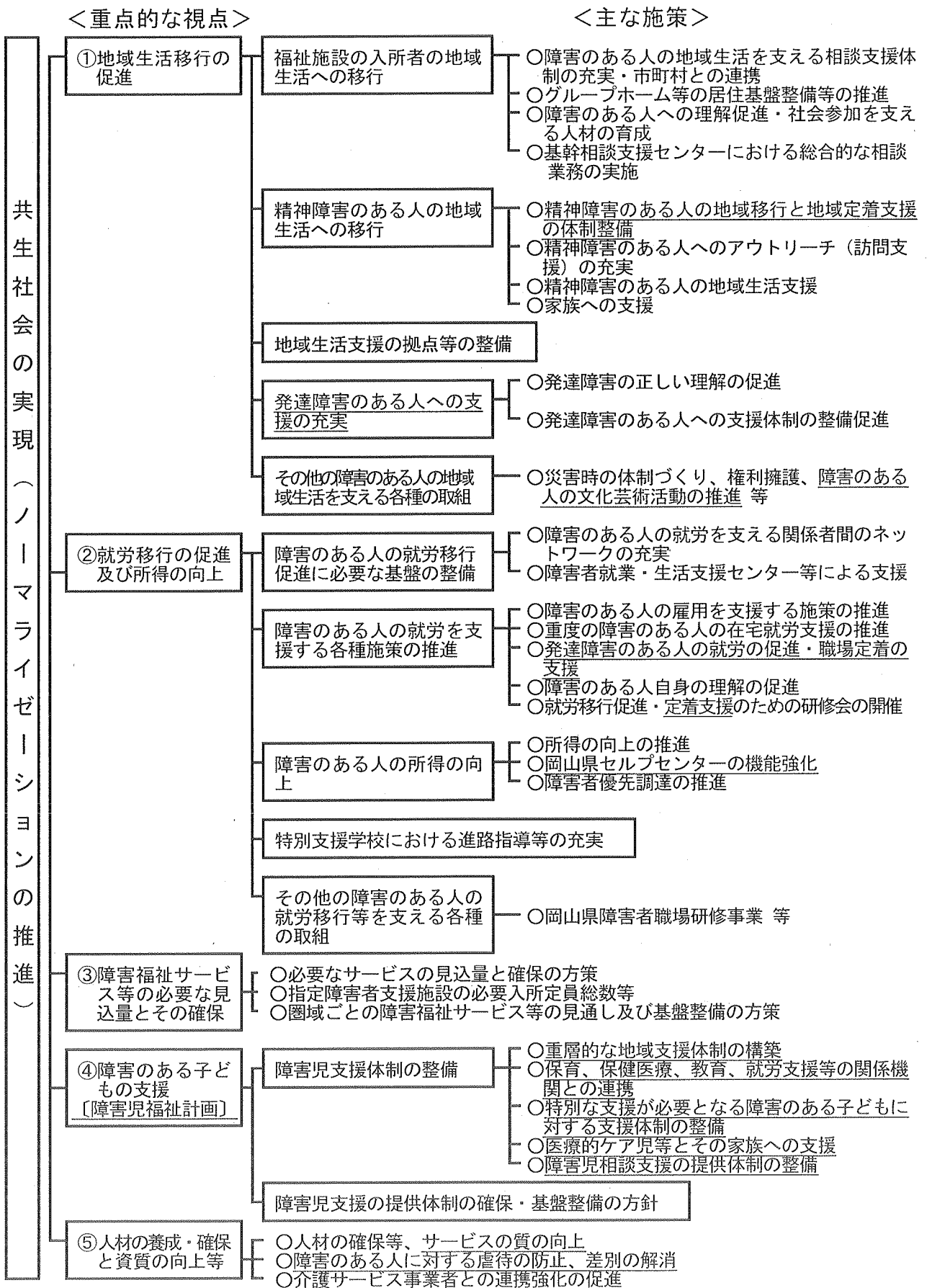
3 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある全ての人に社会参加の機会が確保されること、障害のある子どもの健やかな育成のための発達が支援されること等を基本理念とし、必要な障害福祉サービス等の充実を図っていく。

(参考) 昨年度の計画策定までのスケジュール

- 平成29年 7月24日 ・第1回岡山県自立支援協議会等
(骨子案(策定方針)協議)
- 7月下旬～8月上旬 ・障害福祉関係団体(19団体)への意見聴取
- 8月下旬 ・各市町村ヒアリング
- 11月17日 ・第2回岡山県自立支援協議会等(素案協議)
- 12月19日 ・パブリック・コメントの実施
- 平成30年
- ～ 1月19日
- 2月19日 ・第3回岡山県自立支援協議会等(最終案協議)
- 3月 1日 ・計画策定

4 重点的な施策体系



5 今回の見直しのポイントと主な成果目標

(1) 地域生活移行の促進

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等【新設】

- ・精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、医療、保健、介護、福祉、教育、就労等の支援が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に関する目標を設定

【成果目標】

○圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

平成32年度までに、県において、全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。また、全県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、全県においても同様な協議の場を設置

②発達障害のある人への支援の充実【拡充】

- ・発達障害のある人が、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、対応力を備えた人材の育成など、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制等に関する記載を拡充

【成果目標】

〔現況値〕

〔目標値〕

○発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数

(県実施の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を受講した医師数)

平成29年10月現在 102人 → 平成32年度 150人

③その他

【成果目標】

〔現況値〕

〔目標値〕

○福祉施設の入所者数

平成28年度末 2,293人 → 平成32年度末 2,211人

○精神科病院の入院期間1年以上の長期入院患者数

- ・65歳以上 平成26年調査 1,702人 → 平成32年度末 1,550人以下
- ・65歳未満 同年調査 990人 → 平成32年度末 680人以下

○地域生活支援拠点等の整備

平成29年10月現在 3市1町 → 平成32年度末 市町村又は各圏域に1か所以上整備

(2) 就労移行の促進及び所得の向上【拡充】

- ・発達障害のある人の就労や職場への定着を進めるため、各事業者における支援者の資質向上に向けた施策に関する記載を追加
- ・農福連携の推進のほか、就労定着支援など、新たな障害福祉サービスに関する記載を追加

【成果目標】	〔現況値〕	〔目標値〕
○福祉施設から一般就労への移行者数		
平成28年度	180人／年	→ 平成32年度 303人／年
○就労移行支援事業の利用者数		
平成28年度末	355人	→ 平成32年度末 499人

(3) 障害のある子どもの支援（第1期岡山県障害児福祉計画）【拡充】

- ・障害児通所支援等における障害のある子どもや、その家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備に関する記載を追加

(主な施策)

- ・重層的な地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携
- ・地域社会への参加促進
- ・特別な支援が必要となる障害のある子どもに対する支援体制の整備
- ・医療的ケア児等とその家族への支援

(4) 人材の養成・確保と資質の向上等

- ・障害福祉サービス等情報公開制度によるサービス向上に関する記載を追加【新設】
- ・障害のある人への虐待防止・差別解消に関する記載を拡充【拡充】
- ・介護サービス事業者との連携強化の促進に関する記載を追加【新設】

(参考1) 障害福祉サービス等の必要な見込量（全県域）

(1) 訪問系サービス

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【時間/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【時間/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【時間/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【時間/月】
居宅介護	3,156	41,196	3,450	46,171	3,628	48,535	3,805	50,872
重度訪問介護	178	18,872	198	22,034	203	22,610	207	23,106
同行援護	211	2,954	234	3,272	243	3,372	253	3,462
行動援護	93	1,591	103	1,766	109	1,859	115	1,952
重度障害者等包括支援	0	0	4	484	4	484	4	484
計	3,638	64,613	3,989	73,727	4,187	76,860	4,384	79,876

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
生活介護	4,159	77,887	4,281	81,359	4,395	83,530	4,513	85,808
自立訓練（機能訓練）	11	204	18	313	21	371	25	432
自立訓練（生活訓練）	124	2,335	177	3,387	191	3,651	207	3,917
就労移行支援	380	5,988	431	7,241	469	7,882	510	8,571
就労継続支援（A型）	3,273	63,503	3,333	64,907	3,507	68,208	3,677	71,492
就労継続支援（B型）	3,836	64,242	4,305	73,637	4,489	76,753	4,676	79,941
就労定着支援【新規】			164		202		230	
療養介護	453		462		463		463	
短期入所（福祉型）	589	2,909	705	3,295	744	3,463	792	3,689
短期入所（医療型）	88	418	128	639	143	707	159	828
計	12,913	217,486	14,004	234,778	14,624	244,565	15,252	254,678

(3) 居住系サービス

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
自立生活援助【新規】			50		65		83	
共同生活援助	1,714		1,825		1,912		2,006	
施設入所支援	2,263		2,241		2,223		2,208	
計	3,977		4,116		4,200		4,297	

(4) 相談支援

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
計画相談支援	2,080		2,251		2,364		2,486	
地域移行支援	18		60		73		82	
地域定着支援	207		228		248		265	
計	2,305		2,539		2,685		2,833	

(参考2) 障害児通所支援サービス等の必要な見込量 (全県域)

(1) 障害児通所支援

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
児童発達支援	3,501	23,213	3,670	24,522	3,801	25,380	3,924	26,165
医療型児童発達支援	23	161	40	267	42	274	42	279
放課後等デイサービス	3,638	22,072	3,983	24,125	4,290	26,341	4,597	28,611
保育所等訪問支援	187	284	193	278	223	317	253	357
居宅訪問型児童発達支援 【新規】			22	95	35	157	47	215
計	7,349	45,730	7,908	49,287	8,391	52,469	8,863	55,627

(2) 障害児入所支援

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	212		230		229		228	

(3) 障害児相談支援

サービス種別	29年度の実績		30年度の見込量		31年度の見込量		32年度の見込量	
	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用者数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
障害児相談支援	964		1,125		1,225		1,315	

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

<p>●吉備高原医療リハビリテーションセンター</p> <p>1 一般市民への理解促進</p> <p>①リハビリテーション看護研修会でのプレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰した頸髄損傷者の方の講演、介助犬普及推進室の説明 <p>②ホームページの活用・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰した障害者の記事 ・介助犬普及推進 <p>③メディアへの協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を支援する医療 <p>2 障害者を支援する医療</p> <p>①在宅復帰支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院中の社会復帰への周囲の方々に対する説明・教育 ・入院中の障害者対象のパソコン教室(退院後の社会参加を目標として) <p>②脊髄損傷者の患者会支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の患者会(自ら発信する障害者となることを目標として) <p>③介助犬普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助犬普及推進室を設置 	<p>●中国運輸局岡山運輸支局</p> <p>1 職員への関係法令の周知</p> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」説明会を開催</p> <p>(1)時期 平成30年10月25日</p> <p>(2)主催 中国運輸局 (交通政策部消費者行政・情報課)</p> <p>(3)対象者 自治体、交通事業者及び運輸局・支局職員向け(72人出席)</p> <p>(4)内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現」、「社会的障害の除去」を明確化 ・国及び国民の責務に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記等
<p>●公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会</p> <p>1 岡山県身体障害者相談員を対象とした研修の実施</p> <p>(1)岡山県身体障害者相談員研修会の開催</p> <p>①日時 平成27年11月6日</p> <p>内容・障害者差別解消法施行に向けた県の対応状況について(岡山県障害福祉課総括参事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の概要とその施行に向けて(岡山理科大学准教授 川島聡) <p>②日時 平成29年11月8日</p> <p>内容・障害者差別解消法と相談員の役割(岡山県身体障害者福祉連合会会長 藤田勉)</p> <p>③日時 平成30年12月12日</p> <p>内容・障害者差別解消法とあいサポート運動(岡山県障害福祉課総括参事)</p> <p>※対象者:身体障害者相談員及び市町村担当者 約160人</p> <p>(2)中・四国ブロック身体障害者相談員研修会への参加</p> <p>①日時 平成28年10月6日</p> <p>内容・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(内閣府企画官 杉田和暁)</p> <p>②日時 平成30年10月5日</p> <p>内容・障害者差別解消法の現状と課題について～障害者差別解消条例の制定に向けて～(明石市共生福祉担当課長 金政玉)</p> <p>※参加者:岡山県身体障害者相談員協議会の地区代表者等 約15人</p>	<p>●岡山県(障害福祉課)</p> <p>1 研修会の実施</p> <p>(1)県職員研修(毎年)</p> <p>①対象者 新規採用職員、主任級職員、労務管理者</p> <p>②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明</p> <p>(2)市町村職員等研修 [平成30年度実績 2市町]</p> <p>(3)あいサポーター研修(毎年)</p> <p>①対象 一般</p> <p>②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮(ちょっとした手助け)を実践する「あいサポート」運動の普及啓発 [30年度実績 66回 参加者 約3,000人]</p> <p>2 セミナー等の開催(毎年)</p> <p>(1)対象者 一般</p> <p>(2)内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など</p> <p>3 啓発イベントの実施</p> <p>障害者週間に啓発イベントを開催 [30年度実績 あいサポートフェスタ2018開催 11/27、28 イオンモール岡山]</p> <p>4 啓発冊子の作成、配布</p> <p>(1)「バリアフリー社会の思いやり」(一般向け冊子)</p> <p>(2)「障害者差別解消法・あいサポート運動実践事例集」(市町村・団体向け)</p>

2 不当な差別的な取扱いや合理的配慮への対応事例

●中国運輸局岡山運輸支局

1 不当な差別的な取扱いに関する対応事例

(1) 特になし

2 合理的配慮の申出についての対応事例

(1) 障害者雇用や障害を持つ来庁者に対応するため庁舎施設の一部改修に向けた予算要求を実施

(例)庁舎入口からエレベーター入口、エレベーター出口～窓口・執務室までの点字ブロックの敷設など

●公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会

1 不当な差別的取扱いに関する対応事例

該当なし。

2 合理的配慮の申出についての対応事例

ホテルで会議を予定していたが、ホテルが用意した会場を下見すると、半地下にあり、(エレベーターやスロープの設置がないため、)会場へは階段を利用するほかなかった。会議参加者の中に車いす利用者が複数いたため、ホテル側に会場の変更を求めたが、あいにく他の会議室も一杯で叶わなかった。このため、ホテル側に急遽相談して、階段の一部にスロープを設置するよう要望したところ、ホテル側は、コンパネを利用して仮設のスロープを直ちに設置した。設置されたスロープは傾斜が急であったが、ホテル職員、参加者等が車いす利用者の移動を介助して対応した。

●岡山県(障害福祉課)

1 不当な差別的取扱いに関する対応事例 (H29)

(相談事例)

- ・オストメイトの方が公衆浴場に入ろうとしたところ、入浴を断られたとの相談があった。
- ・施設へ確認したところ、入浴しようとした他の利用者から、従業員に苦情があり、両者間のトラブルを避けるため、従業員がオストメイトの方に入浴を遠慮してもらったとのことであった。

(対応)

- ・施設に対して、トラブルを避けるためとはいえ、オストメイトの方の入浴を断るのは適切ではなく、苦情者に対して理解を求めよう努めてほしい旨伝えるとともに、日本オストミー協会岡山県支部と協議を行い、オストメイトの方の入浴についての理解とオストメイトの方が公衆浴場を利用するための手引きを掲載したリーフレットを作成(H29.11)し、施設とオストメイトの方へ配布し、オストメイトの方の公衆浴場での入浴について理解が進むよう啓発を行った。

2 合理的配慮の申出についての対応事例 (H30)

(合理的配慮の申出)

- ・聴覚障害のある方から複数回継続の講座の受講申込みがあり、手話通訳配置の申出があった。

(申出者との合理的配慮に向けての協議)

- ・講座は1回当たり6時間で複数回に及ぶことから、全てに手話通訳を配置した場合かなりの費用がかかる。
- ・講座は講義と実技からなるが、講義については、要約筆記(ノートテーカー:手話通訳よりも若干費用が安い)で対応可能と判断し、申出者と協議により、実技のない日については要約筆記、実技のある日については手話通訳で対応することとした。

(対応結果)

- ・要約筆記と手話通訳の組み合わせによる対応を行ったところ、特に支障もなく、申出者からも好評であった。

障害を理由とする不当な取扱いの事例(最近の新聞・ニュース等から抜粋)

●視覚障害を理由とする事務職への配置転換の無効などを求める訴訟 [H28(2016). 3]

提訴 [H28(2016). 3]

岡山県内の女性が23日、視覚障害を理由に授業や卒業研究の担当から外され、研究室からの退去を命じられたのは不当として、学校を運営する学校法人を相手取り、地位確認と事務職への職務変更の撤回などを求める訴えを岡山地裁に起こした。

訴状によると、学校側は、女性がゼミの授業中に飲食していた学生に気づかなかつたことや、無断で教室を出る学生を見つけられなかつたことなどを理由に2月5日、来年度から授業と卒業研究の担当を外れ、学科事務に移るよう命じた。同22日には、個室だった研究室の明け渡しを求めた。

[一審岡山地裁判決(H29(2017). 3)]

「適切な視覚補助のあり方に改善すれば、学生の問題行動については対応可能」、「職務の変更の必要性は十分とは言えず、権利の濫用だ」と指摘。配転と研究室の明け渡し命令は無効だと判断し、学校側に慰謝料など110万円の支払いを命じた。

[控訴審広島高裁岡山支部判決(H30(2018). 3)]

学校が女性に出した職務変更と研究室退室の命令は権利濫用で無効とした。合理性を欠く不法行為で精神的苦痛を与えたことへの慰謝料として学校側に100万円の支払いを命じた。

また、女性の授業遂行能力が他の教員と比べても劣っていないと認定し視覚障害で生じる問題は補佐員の補助で解決すべきだと断じている。

[最高裁上告棄却(H30(2018). 11)]

視覚障害を理由とする事務職への配置転換の無効などを求める訴訟で勝訴が確定

●聴覚障害のある4人の入館拒否 東京の娯楽施設(H30(2018). 4)

東京の娯楽施設を訪れた聴覚障害の4人が、聞こえないことを理由に入館を断られていたことがわかった。

国は「障害者差別解消法の禁止事項に当たる」とし、施設側に改善を求めた。運営会社は「大きな過ちを犯した。深くおわびする」としている。

入館を断られたのは、新潟県に住む男性とその家族。4月21日の土曜日、家族などで楽しもうと、息子(3)と娘(6)と友人の計4人で施設を訪れた。

入り口でスタッフに呼び止められ、「聞こえる方はいらっしゃいますか？ 聞こえる人が付き添わないと入館はできません」と筆談で伝えられた。4人とも聴覚障害があるため、理由を聞くと「災害時に避難の呼びかけに応じることができないため」と説明された。子どもたちは「ほかの子は遊べるのに、なんで自分は入れないの？」とショックを受けた様子だったという。

施設を運営会社などによると、施設のホームページのQ&Aに、障害者だけの入館はできず、健常者の付添人との入館を求めるといった内容を記していた。男性はこの出来事を全日本ろうあ連盟(東京都新宿区)に相談。連盟は国や、施設のある港区に対応を求めた。

障害者差別解消法は、障害を理由にサービスの提供を拒否することや、健常者につけない条件を障害者につけることを禁じ、国は「介助者がいないと施設や店に入れない」ケースを不当な差別として例示している。経済産業省は今年13日、運営会社に報告を求め、「法律の趣旨を理解し、運用を徹底してほしい」と改善を求めた。運営会社の代表取締役は取材に「今回のスタッフの対応は良識に反したもので、不快な思いをさせ、大変申し訳ない」と述べ、改善する考えを示した。

男性は「親子で遊ぶのを楽しみにしていた。聞こえないだけで入館できないと言われ、つらかった。将来、入館拒否がゼロになってほしい」と願っている。

岡山県自立支援協議会専門部会の設置について

岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき、相談支援従事者等の人材育成、障害のある人の就労支援や工賃向上、医療的ケアが必要な障害児等への支援の充実など、専門的な協議・検討等を行う専門部会を次のとおり設置する。

記

1 専門部会の名称 と 主な協議・検討事項

(1) 人材育成部会

- ・各種研修の企画、実施について
- ・市町村の相談支援体制の状況把握、支援策について
- ・県相談支援アドバイザー等の活用について
- ・相談支援従事者等の人材育成方策について

(2) 就労支援部会

- ・就労支援体制の整備について
- ・障害者就業・生活支援センターの取組について
- ・福祉的就労から一般就労への移行について
- ・就労継続支援A型事業所の経営改善支援について
- ・就労継続支援B型事業所の工賃向上について

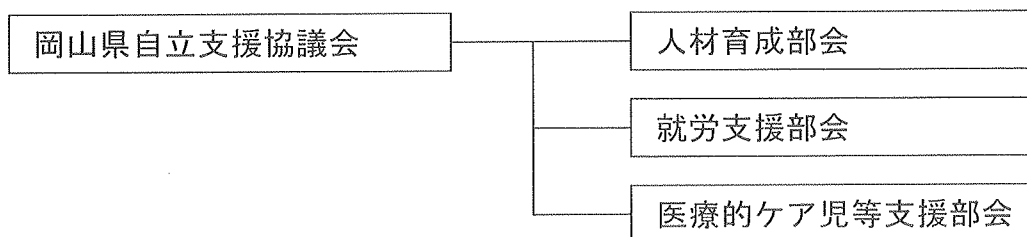
(3) 医療的ケア児等支援部会

- ・関係機関相互の課題、情報の共有について
- ・関係機関相互の連携の強化、支援策について

2 専門部会の運営等

- (1) 各専門部会は、協議・検討の状況を、適宜、岡山県自立支援協議会に報告等を行う。
- (2) 各専門部会は、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。
- (3) 各専門部会の庶務は、県障害福祉課が担う。
- (4) 専門部会は、所掌事務にかかる協議・検討の進捗状況等を踏まえて随時見直すこととし、協議会に諮った上で、適宜設置・廃止する。

<体系図>



3 適用日

平成31年〇月〇日

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（体制）

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- （1）人材育成部会
- （2）就労支援部会
- （3）医療的ケア児等支援部会

（所掌事務）

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりする。

（1）人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

（2）就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

（3）医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

（会長及び副会長）

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

（組織）

第5条 第2条各号に定める専門部会の委員は、会長が指名する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年〇月〇日から施行する。

就労継続支援 A 型事業所の経営改善状況について

平成 30 年度（平成 30 年 11 月時点）における就労継続支援 A 型事業所（県所管分）の経営改善状況は、次のとおりである。

1 背景

平成 29 年 4 月に、国によって事業所の運営上の基準が次のとおり改正された。

- (1) 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した金額を、利用者に支払う賃金の総額以上にしなければならない。
- (2) 上記基準を満たさない事業所は、経営改善計画書を作成し、経営改善に取り組まなければならない。

2 A 型事業所の経営状況（県所管事業所）

年度	指定事業所数 (A)+(B)	経営状況の確認		経営改善計画の作成	
		対象事業所 (既存事業所) (A)	対象外事業所 (指定後 1 年未満) (B)	必要なし (指定基準満たす)	必要あり (指定基準満たさない)
29	53	48	5	9 (18.8%)	39 (81.2%)
30	51	47	4	13 (27.7%)	34 (72.3%)

※ 平成 29 年度は 12 月時点、平成 30 年度は 11 月時点

※ 平成 29 年度調査時より、6 事業所廃止、4 事業所新規指定

3 事業所に対する指導状況等

- (1) 経営改善計画書の作成に当たっては、経営改善のより確実な実施を確保する観点から、専門家（税理士、中小企業診断士等）による内容確認を求め、より実効性のある計画作成を指導した。
- (2) 経営改善が必要な事業所に対しては、各県民局が個別ヒアリングや実地指導を通じて、その経営状況や経営改善の取組状況の把握に努め、より適切な経営が図られるよう指導した。
- (3) 必要に応じて、A 型事業所経営改善応援事業を紹介し、積極的な活用を促した。

A型事業所経営改善応援事業

1 目的

障害のある人が雇用契約に基づいて、一般就労への移行に向けて利用する就労継続支援A型事業所のうち、障県内の約8割の事業所が、利用者の賃金を生産活動による収益で賄えていない状況にあり、利用者が安心して就労できる環境を整えるため、経営改善や事業の安定化に取り組むA型事業所を支援する。

2 事業の内容

(1) 経営診断【16事業所】

A型事業所の経営状況の調査、分析及び評価を行い、経営課題を明確にすることで、事業所の経営改善の取組を促進する。

(2) 経営者向けセミナー・個別相談会の開催

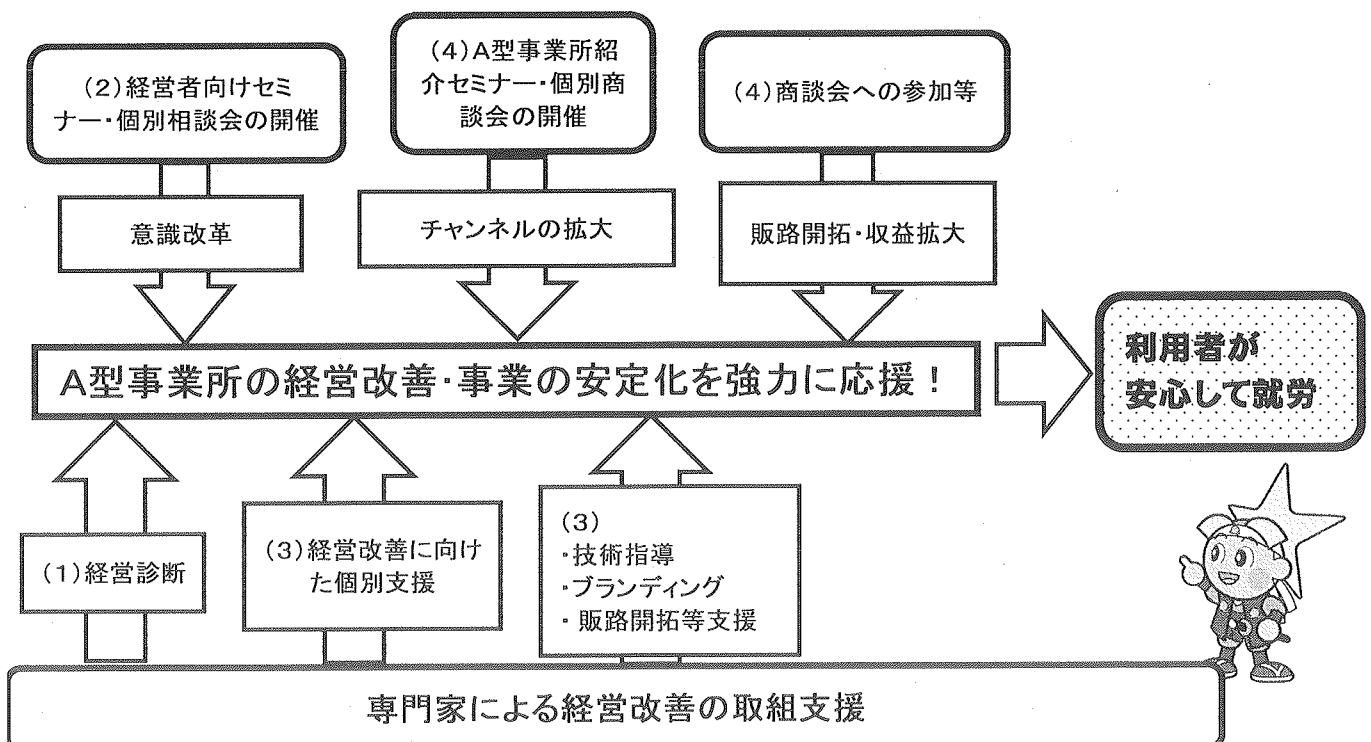
A型事業所経営者を対象にセミナーを開催し、事業所の経営に必要な考え方、新たな取組や先進事例を学び、経営に関する意識改革やスキルアップを図るとともに、中小企業診断士等の専門家による、個別相談会を実施する。

(3) 経営改善支援【9事業所】

中小企業診断士等による経営改善に向けた個別支援や専門家による指導・助言（ブランディング・商品改良・販路開拓等）を行う。

(4) 商談会への参加、PR研修及びA型事業所紹介セミナーの開催

- ・一般企業が参加する商談会への参加や、A型事業所と一般企業との商談に係るマッチング支援等、事業所の新たな販路開拓・収益の拡大に向けた支援を行う。
- ・事業所の強み（広報力、販売力、開発力、生産力等）をPRする研修を開催し、新たな仕事の開拓、収入のアップ、新たな商品開発等の促進を図る。
- ・一般企業にA型事業所の作業内容や受注能力、発注コストなどの現状を紹介するセミナーを開催し、販売チャンネルの拡大を目指す。



第3期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画

策定：平成30（2018）年7月

第1 計画策定の趣旨

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。一人ひとりの適性や能力に応じて、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。

県では、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までを対象期間とする「第2期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」により、障害のある人の所得向上に取り組んできましたが、引き続き、継続的・計画的な取組が重要であることから、第3期の所得向上計画を策定し、障害のある人が就労を通じて所得向上が図れるよう、総合的な支援に取り組むこととするものです。

第2 計画の性格・位置付け

この計画は、国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に即した、県内の就労継続支援B型事業所を対象とする工賃向上計画として位置づけます。

第3 計画の期間及び対象事業所

1 計画の期間

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年とします。

2 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

ただし、第7においては国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項の障害者就労施設等を、第8においては就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所を対象とします。

第4 工賃の現状と目標

1 工賃の現状

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、第2期計画策定前（平成26（2014）年度）の12,873円から、同計画最終年度の平成29（2017）年度には、14,160円へと約10%増加し、一定の成果はあったものの、目標とした15,100円には達しませんでした。

このため、今後3年間の目標工賃月額を改めて設定し、事業者の創意工夫等を促しながら、福祉的就労の充実等を支援します。

2 目標工賃の設定

目標工賃月額は、過去の平均工賃月額の実績及び事業所が目指す3年後の工賃水準等を踏まえて、年度ごとに5%程度の向上を図るものとして、次のとおり設定します。

平成30（2018）年度	14,900円
平成31（2019）年度	15,600円
平成32（2020）年度	16,400円

<参考>

目標工賃を時間額で設定した事業所があることから、参考値として、時間額による目標工賃を示します。(平成29(2017)年度の時間額の実績は、185円)

平成30(2018)年度 194円

平成31(2019)年度 204円

平成32(2020)年度 214円

3 進捗管理

平成32(2020)年度までの各年度において、目標工賃に係る達成状況を調査し、県のホームページで公表します。

第5 基本的視点と役割

1 基本的視点

障害のある人も地域の支え手として活躍することを目指し、障害のある人の仕事の創出や工賃向上に取り組む事業所を積極的に支援するという視点を基本とします。

また、事業所においては、各事業所の工賃の向上のほか、一般就労への移行による所得の向上、福祉的就労による生活の充実など、各利用者の目標や適性等に配慮した支援を行うものとします。

2 事業所の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があって初めて実現することから、各事業所は、自らの工賃向上計画に基づき、その実現に向けて、管理者が中心となり、事業所の全職員が利用者やその家族等とともに、地域と連携しながら取組を進めるものとします。

3 県の役割

県は、各事業所が工賃向上への取組を円滑に進めることができるよう、関係施策の充実に努め、この計画に掲げる目標達成を目指すものとします。

第6 支援のための具体的方策

1 共同化の推進

- ・事業所の製品・役務に係る共同受注や販路拡大、情報の収集・提供等の事業所支援の役割を担い、所得向上の中核となる組織(以下「支援組織」という。)の体制及び機能の強化を図ります。
- ・支援組織等を窓口とし、事業所の提供できる製品や役務等の情報を集約するとともに、インターネット専用サイト等を活用した情報発信を行います。また、企業等のニーズを把握し、1事業所では受注が困難な場合は複数の事業所による共同受注を行うなど受注機会の拡大に向けた支援を行います。
- ・各種店舗をはじめ、高速道路のサービスエリア、官公庁や公共機関の売店などの販売拠点の活用と拡大を図るとともに、支援組織の営業力向上により、事業所の各製品等の特徴に応じた新たな販路の開拓や共同化を進めます。

2 企業的経営視点の導入等

- ・民間企業のノウハウや技術を活用することは有効であると考えられることから、事業所に対する経営指導等について協力が得られるよう経済団体などとの連携・協力を推進します。
- ・支援組織等を活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる支援を実施します。

- ・企業等による事業所の製品の購入や事業所に対する作業の委託、県が包括協定を締結している企業等における常設販売等の拡大を進めます。
- 3 他部局等との連携による障害のある人の就労機会の創出
- ・農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等、地域団体等との連携を図りながら事業所の農業分野等における取組の拡大を図ります。
- 4 説明会や研修等の実施
- ・事業所における工賃水準の向上を目指した取組や創意工夫を促すため、経営能力の向上に関する研修や好事例を共有する研修等を実施し、各事業所の管理者及び職員の意識の向上や受注拡大等のためのノウハウの習得を図ります。
 - ・工賃向上率の高い事業所や、恒常的に工賃の高い事業所その他工賃向上に向けた工夫により成果をあげている事業所の事例を収集し紹介します。
- 5 地域レベルの取組の推進
- ・障害のある人の所得向上を進めるため、各地域においても、協議会等のネットワークを活用した事業所間連携による商品開発や販路拡大の取組を支援します。
 - ・工賃向上に向けた事業所の取組に対し、積極的な支援を行うよう市町村に働きかけるとともに、各地域において市町村等の関係機関と事業所が連携した取組を推進できるよう支援します。

第7 障害者就労施設等からの優先調達推進

障害のある人の所得向上を進める上で、官公需の発注拡大が効果的であることから、別に定める調達方針により、就労継続支援事業所など県内の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

第8 福祉的就労から一般就労への移行促進

障害のある人の所得の向上には、障害福祉サービス事業所の利用による福祉的就労から企業等での一般就労への移行が有効であることから、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所を対象として、職員の意識や支援技術の向上、就労移行に係る好事例の共有や意見交換等のための研修等を実施し、各事業所による一般就労への移行の取組を支援します。

第9 計画の見直し

関連制度の改正や県内事業所の状況等に応じて、適宜、この計画の見直しを行います。

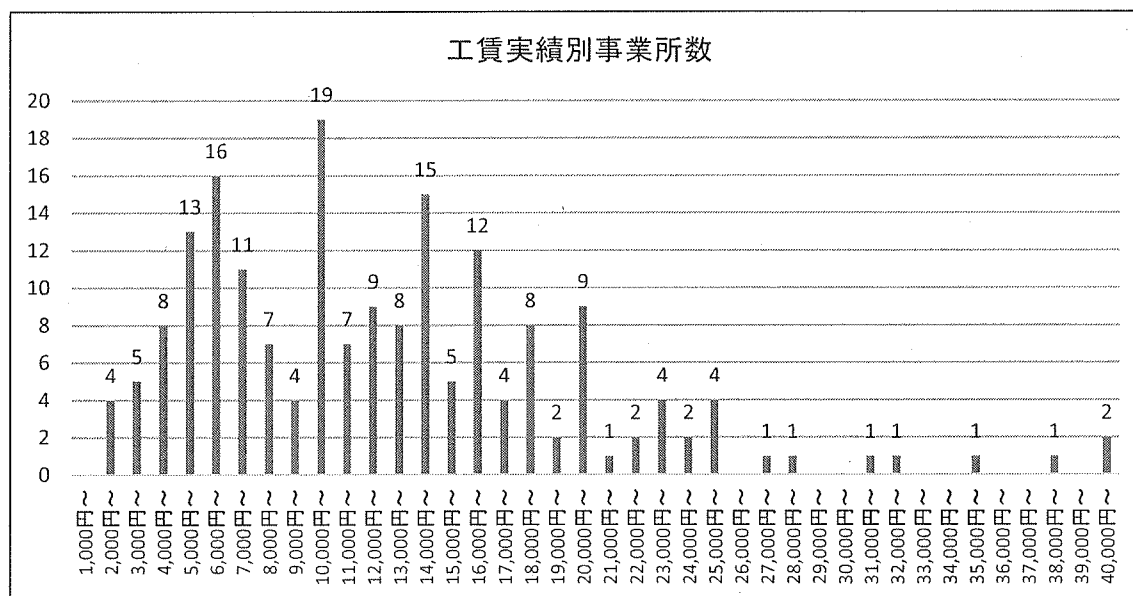
<参考> 第2期計画の目標工賃と実績（県平均工賃月額実績の推移）

年 度		H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	平均
月額	目標工賃	13,600円	14,300円	15,100円	—
	実績	13,254円	13,691円	14,160円	—
	前年対比	+3.0%	+3.3%	+3.4%	+3.2%
時間額	目標工賃	167円	176円	186円	—
	実績	169円	170円	185円	—
	前年対比	+7.0%	+0.6%	+8.8%	+5.5%

(参考資料) 岡山県内の工賃(賃金)の現状等

○平成29(2017)年度平均工賃月額実績の状況(就労継続支援B型事業所)

平成29(2017)年度平均工賃実績について、187の就労継続支援B型事業所から県に報告がありました。その内訳等は次のとおりとなっています。



このグラフは、千円刻みで工賃実績(月額)別に事業所の数を見たものです。

最も多い金額帯は、1万円台で19事業所あります。5千円台から1万4千円台の間にかけてのものが、計109事業所あり、これらで全体の6割近くを占めています。また、平均工賃月額の2倍(28,320円)を超える事業所が、7つを数えます。

週平均労働時間別の平均工賃月額

週平均労働時間	事業所数	平均工賃月額
25時間以上	18	21,970円
20～25時間	52	16,963円
15～20時間	45	12,444円
10～15時間	40	11,947円
10時間未満	32	7,745円
1事業所平均17.6時間	187	14,160円

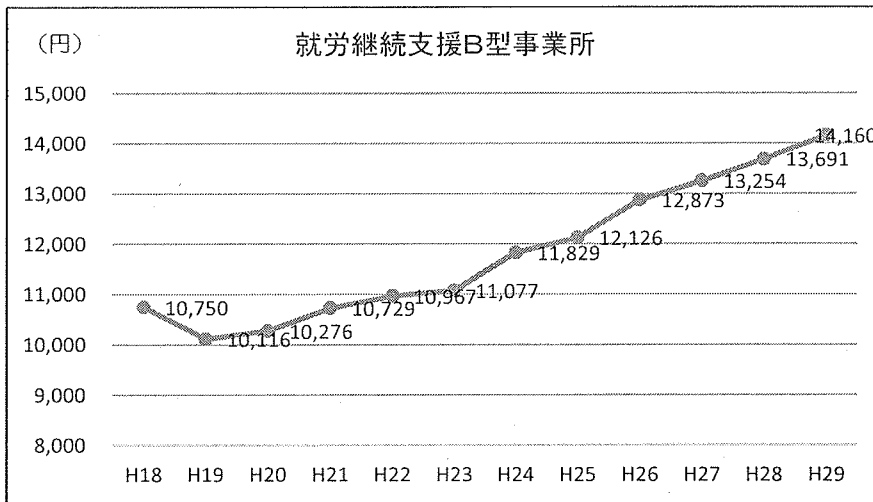
※1人当たりの週平均労働時間が20時間未満の事業所は117事業所と全体の約6割以上を占めており、当該事業所の平均工賃月額は目標工賃を下回る結果となっています。

この表は、一人当たりの週平均労働時間ごとに事業所をグループ分けし、グループごとに平均工賃月額を算出したものです。

週平均労働時間が、20～25時間の事業所が52と最も多く、その平均工賃月額は、16,963円となっています。週平均労働時間が短くなるにしたがい、平均工賃月額も下がり、10時間未満の事業所(32事業所)では、7,745円となっています。

なお、事業所全体では、1事業所当たりの週平均労働時間は、17.6時間です。

○工賃(賃金)月額実績の年度別推移



B型事業所(平成23年度までは旧授産施設を含む。)は、過去5年間に145事業所から187事業所へと約3割増加しており、定員も約1,000人増加しています。

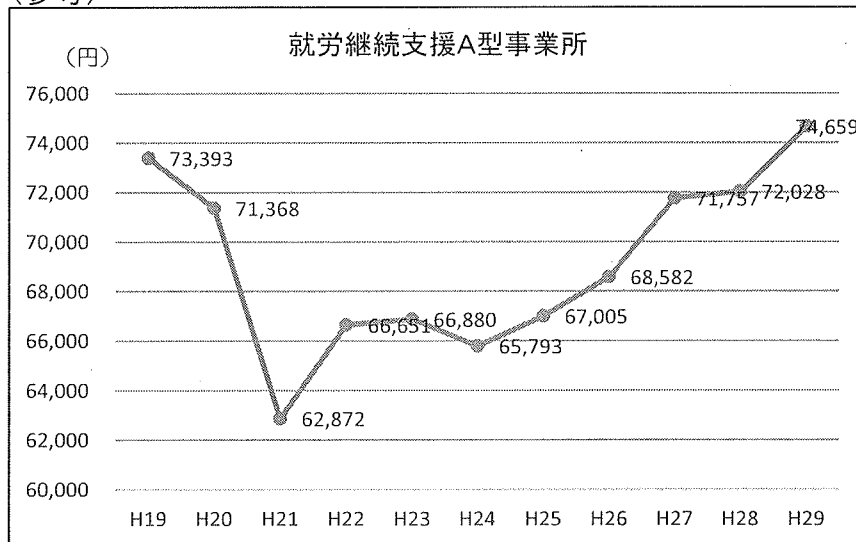
工賃月額、年度によって伸び率に変動があるものの、毎年度着実に増加しています。

就労継続支援B型事業所

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
工賃月額(円)	10,729	10,967	11,077	11,829	12,126	12,873	13,254	13,691	14,160
伸び率	4.41%	2.22%	1.00%	6.79%	2.51%	6.16%	2.96%	3.30%	3.43%
伸び率の平均	2.54%			5.15%			3.23%		
事業所数	97	111	123	134	145	160	166	175	187
定員合計(人)	2,111	2,271	2,455	2,728	3,006	3,331	3,470	3,663	3,958

(H23までは旧授産施設を含む。)

(参考)



A型事業所は、過去5年間に104事業所から161事業所に急増し、これに伴い定員も大幅に伸びています。

工賃(賃金)月額は、平成22年度以降6万円台後半を維持し、平成24年度に一度減少した以外は、前年度を上回って推移しています。

就労継続支援A型事業所

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
賃金月額(円)	62,872	66,651	66,880	65,793	67,005	68,582	71,757	72,028	74,659
伸び率	-11.90%	6.01%	0.34%	-1.63%	1.84%	2.35%	4.63%	0.38%	3.65%
伸び率の平均	-1.85%			0.86%			2.89%		
事業所数	17	30	53	80	104	126	153	170	161
定員合計(人)	309	542	889	1,339	1,789	2,336	2,818	3,201	2,901

○工賃支払額と労働時間数の推移

年度	事業所数	工賃支払総額	労働時間数 (※1)	工賃支払対象者人数 (※2)	平均工賃額 (※3)
平成24年度	134	386,387,201円	85 時間/人・月	2,722 人/月	140円
			2,768,374 時間	32,665 人	11,829円
平成25年度	145	433,815,368円	81 時間/人・月	2,981 人/月	150円
			2,900,977 時間	35,775 人	12,126円
平成26年度	160	497,499,084円	81 時間/人・月	3,221 人/月	158円
			3,146,461 時間	38,647 人	12,873円
平成27年度	166	541,794,399円	79 時間/人・月	3,406 人/月	169円
			3,216,322 時間	40,877 人	13,254円
平成28年度	175	581,607,673円	81 時間/人・月	3,540 人/月	170円
			3,431,125 時間	42,481 人	13,691円
平成29年度	187	624,590,159円	76 時間/人・月	3,676 人/月	185円
			3,373,503 時間	44,111 人	14,160円

(※1) 労働時間数 上段：1人当たりの月労働時間数 下段：総労働時間数

(※2) 工賃支払対象者人数 上段：1月当たりの工賃支払対象者人数 下段：工賃支払対象者延人数

(※3) 平均工賃額 上段：平均工賃時間額 下段：平均工賃月額

○県における障害者就労支援施設等からの物品等の調達実績

平成29(2017)年度調達実績

種類		件数	金額
役務		230件	15,309千円
	印刷	116件	5,330千円
	クリーニング	69件	521千円
	清掃・施設管理	13件	6,209千円
	情報処理・テープ起こし	10件	176千円
	飲食店等の運営	0件	0千円
その他の役務	22件	3,073千円	
物品		117件	3,422千円
	事務用品・書籍	12件	719千円
	食料品・飲料	23件	666千円
	小物雑貨	77件	1,878千円
	その他の物品	5件	159千円
合計	347件	18,731千円	

過去6年間の推移

年度	件数	金額
平成24年度	22件	570千円
平成25年度	94件	4,142千円
平成26年度	233件	11,987千円
平成27年度	305件	14,471千円
平成28年度	271件	20,927千円
平成29年度	347件	18,731千円

○福祉施設から一般就労への移行者数

平成29(2017)年度移行者数実績

就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	移行者数計
134人	138人	33人	0人	0人	5人	310人

過去6年間の推移

年度	移行者数	H24年度からの増加割合
平成24年度	99人	1.0
平成25年度	124人	1.3倍
平成26年度	150人	1.5倍
平成27年度	199人	2.0倍
平成28年度	180人	1.8倍
平成29年度	310人	3.1倍

※福祉施設から一般就労への移行者数については、平成29年度は平成24年度の移行者数の約3.1倍と大幅に増加しています。

※移行者数の数値把握について

- ・平成24年度～27年度は「就労移行等実態調査」の報告数値（国調査）
- ・平成28年度は市町村、平成29年度は事業所からの報告数値（県調査）

○障害者基本法（抜粋）

(障害者基本計画等)

第11条

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県等における合議制の機関)

第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○岡山県障害者施策推進審議会条例

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験のある者
 - 三 障害者
 - 四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者
- 2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

岡山県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会として、岡山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、所掌事務にかかる専門的な事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成20年3月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この改正は、平成23年10月28日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成24年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者差別の解消を推進する関係機関の連携強化と情報共有を図り、その取組を効果的かつ円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、岡山県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の市町村障害者差別解消支援地域協議会の活動支援に関すること。
- (2) 障害者差別に関する相談体制の充実に関すること。
- (3) 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で構成する。

2 岡山県障害者施策推進審議会の委員は、協議会の委員を兼ねるものとする。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な調査又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。